

いじめ対応情報管理システム構築及び運用保守業務委託仕様書
(別紙6)文部科学省調査票

㊫ 文部科学省 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

基本情報

※はじめに、学校の場合は「学校コード」を、教育委員会の場合は「教育委員会コード」を記入してください。

学校
チェック欄
エラー

学校コード	
-------	--

教育委員会コード	
----------	--

(注) 「学校コード」は、下記アドレスで公開されている13桁のコードを、半角英数字で記入すること。

<https://edu-data.jp/>

(注) 「教育委員会コード」は、下記アドレスで公開されている6桁のコードを半角数字で記入すること。

<https://edu-data.jp/eb>

※ 以下の欄は「学校コード」の入力によって自動表示されます。正しく表示されない場合、学校コードに誤りがあると考えられますので、学校コードの入力内容をよく確認してください。

※ 以下の欄は「教育委員会コード」の入力によって自動表示されます。正しく表示されない場合、教育委員会コードに誤りがあると考えられますので、教育委員会コードの入力内容をよく確認してください。

教育委員会
チェック欄
エラー

学校種		
都道府県番号		
設置区分		
本校分校別		
学校名		
学校所在地		

教育委員会名		
教育委員会種別		
都道府県番号		

※**公立学校のみ**、選択してください。

設置者種別		※プルダウンより選択
-------	--	------------

記入者名	
所属課名 (学校においては、記入者の職名を記入)	
電話番号	

※市区町村立学校のみ、記入してください。(都道府県立学校、国立・私立の学校は記入不要です)

市区町村名			※プルダウンより選択
-------	--	--	------------

左欄に指定都市の名称を選択すると「指定都市」と自動表示します↑

※高等学校及び中等教育学校のみ、記入してください。

課程		※プルダウンより選択
学年制・単位制		※プルダウンより選択

(注) 令和4年度「学校基本調査」において、在籍生徒数と同数を「うち単位制による課程」欄に計上している場合には「単位制」を選択し、在籍生徒の一部に当たる人数を「うち単位制による課程」欄に計上している場合には「学年制と単位制を併置」を選択すること。

調査Ⅰ 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

記入に当たって

(1) 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、
「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居
人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とすること。

○ 「対教師暴力」の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・教師の腕をカッターナイフで切り付けた。
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・教師の胸倉をつかんだ。
- ・養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
- ・その他、教職員に暴行を加えた。

○ 「対人暴力」の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・その他、他者(対教師及び生徒間暴力の対象を除く。)に対して暴行を加えた。

○ 「生徒間暴力」の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、
身体を突き飛ばすなどした。
- ・その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○ 「器物損壊」の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・補修を要する落書きをした。
- ・学校備品(カーテン、掃除道具等)を故意に壊した。
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。
- ・トイレのドアを故意に壊した。
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・他人の私物を故意に壊した。

(2) 1件の暴力行為につき、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」のいずれか一つの形態として分類すること。その際、態様として、対教師暴力とそれ以外の形態との複合である場合には「対教師暴力」として扱い、生徒間暴力と対人暴力又は器物損壊との複合である場合には「生徒間暴力」として扱い、対人暴力と器物損壊との複合である場合には「対人暴力」として扱うこと。

(3) 「学校の管理下」、「学校の管理下以外」のいずれで発生したかに関わらず、自校の児童生徒が行った暴力行為を対象とすること。ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみを記入すること。

1 「学校の管理下」で起きた暴力行為とは以下のものをいう。

- ① 校内で起きた暴力行為（年末年始の休業日など学校としての教育活動が行われていない日・時間帯で起きた場合を除く。）
- ② 教育課程に基づく校外活動（修学旅行、遠足、社会体験活動等）中に起きた暴力行為
- ③ 校外での部活動中に起きた暴力行為
- ④ 通常の時間帯、通学路での登下校中（学用品の購入、工事現場のう回など、合理的な理由による寄り道や回り道をした場合を含む。）に起きた暴力行為

※ 本調査における「学校の管理下」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条を参照すること。

2 「学校の管理下以外」で起きた暴力行為とは、「学校の管理下」で起きた暴力行為以外の暴力行為をいう。

(4) 暴力行為の中には、いじめに該当するものもあり、その場合には、「調査Ⅱ いじめの状況」のいじめの認知件数にも計上すること。

(5) 小・中・高等学校を卒業した児童生徒が、卒業式後3月31日までの間に起こした暴力行為については、当該小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為とすること。

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等 (校) (校) (件) (人) (人)

区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4)のうち、 2回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			



(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回、生徒間暴力を2回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3回(自動算出)、「①対教師暴力」：1回、「②生徒間暴力」：2回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1人(手入力)、「①対教師暴力」：1人、「②生徒間暴力」：1人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

2. 学年別加害児童生徒数 (人)

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校							0
中学校							0
高等学校							0

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数 (人)

区分	退学・転学 ※(注2)参照		(3) 停学 ※(注3)参照	(4) 出席停止 ※(注4)参照	(5) 自宅学習 自宅謹慎	(6) 訓告 ※(注5)参照	(7) 計
	(1) 懲戒処分 としての退学	(2) その他					
小学校				A			0
中学校				B			0
高等学校							0

(注1) 加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に記入する。

(注2) 「(1) 懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。

「(2) その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「(1) 懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

(注3) 「(3) 停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注4) 「(4) 出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注5) 「(6) 訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注6) 複数の措置をとった場合は、調査票の左側に位置する措置を選択すること。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- (注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。
- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- (注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。

- (2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。
- (3) いじめ児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8（2）のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8（1）のいじめ児童生徒の状況については、いじめ児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめ児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合には、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数 (校) (校) (校) (件)

区分	(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数
小学校	0			
中学校	0			
高等学校	0			
特別支援学校	0			

(注1) 「(2) 認知した学校数」には、令和4年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「(3) 認知していない学校数」には、令和4年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注2) 「認知件数」には、令和4年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめ児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

2. 警察に相談・通報した件数 (件)

区分	いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数
小学校	
中学校	
高等学校	
特別支援学校	

(注1) 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際、「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況

(件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校					0
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0



(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和5年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないように留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消； 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと； いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3)その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4)計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳

(件)

区分	(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校							0
中学校							0
高等学校							0
特別支援学校	小学部						0
	中学部						0
	高等部						0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7)計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。
(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致すること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学校の教職員等が発見した。		0	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。				
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)				
	養護教諭が発見した。				
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。				
	アンケート調査など学校の取組により発見した。				
学校の教職員以外からの情報により発見した。		0	0	0	0
内 訳	本人からの訴え				
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え				
	児童生徒（本人を除く。）からの情報				
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報				
	地域の住民からの情報				
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報				
	その他（匿名による投書など）				
計		0	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。



6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学級担任に相談した。				
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。				
養護教諭に相談した。				
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。				
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。				
保護者や家族等に相談した。				
友人に相談した。				
その他の人（地域の人など）に相談した。				
誰にも相談していない。				
計	0	0	0	0



(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。				
仲間はずれ、集団による無視をされる。				
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。				
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。				
金品をたかられる。				
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。				
その他				
計	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめる児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。					
②校長、教頭が指導した。					
③別室で授業等を行った。 ※(注3)参照					
④年度途中に学級替えをした。					
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照				
	⑥その他 ※(注4)参照				
⑦停学 ※(注5)参照					
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B		
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告 ※(注7)参照					
⑪保護者への報告					
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導					
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				
	ウ 病院等の医療機関等との連携				
	エ その他の専門的な関係機関との連携				
	オ 地域の人材や団体等との連携				
計		0	0	0	0



(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめる児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。公立学校における「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。				
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。				
③緊急避難として欠席させた。				
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。				
⑤年度途中に学級替えをした。				
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。				
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。 (サポートチームなども含む。)				
計	0	0	0	0



(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。				
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。 ※(注4)参照				
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。				
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。				
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。				
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。				
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。				
⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。				
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。				
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。				
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 ※(注5)参照				
計	0	0	0	0



(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 選択肢「⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分	(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校	
	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1) アンケート調査の実施								
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回							
	イ 年2～3回							
	ウ 年4回以上							
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式							
	イ 無記名式							
	ウ 記名・無記名の選択式							
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入							
	イ 持ち帰って記入							
(2) 個別面談の実施								
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等								
(4) 家庭訪問								
(5) その他								
(6) 計	0	0	0	0	0	0	0	0



(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は (A) に、いじめを認知していないと回答した学校は (B) にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数が異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常的な実態把握とはいえない場合を除いて、回数が多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

11. いじめ防止対策推進法に関して

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区分	〔1〕 発生第28条第1項に規定する「重大事態」が	〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)										〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(件)										
		① うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について					② うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について					当該学校が調査主体となった件数			当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数			調査主体を検討中の件数				
		ア 重大な被害の態様					イ 調査状況					ア 調査状況			うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数			うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数			うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
		※第1号重大事態の発生件数	(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数		(イ) 調査中の件数	※第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況		(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数		
調査の結果							調査の結果															
		いじめが確認されたもの		いじめが確認されなかったもの				いじめが確認されたもの		いじめが確認されなかったもの												
小学校																						
中学校																						
高等学校																						
特別支援学校																						

- (注1) 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。当該項目には、令和4年度間に発生した(当該地方公共団体の長(文部科学大臣)への報告を行った)「重大事態」の状況について記入すること(令和4年度間で発生した「重大事態」のうち、調査が終了したものでなく、調査が継続しているものも計上すること。)
- (注2) 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。
- (注3) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定)で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とする。
- (注4) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。
- (注5) 「調査状況」について、令和4年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和5年度になったものは、「調査中の件数」とすること。
- (注6) 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。
- (注7) 「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、令和4年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和5年度になったものは、「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。
- (注8) 「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者や直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区分	〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件) ※(注9)参照								〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数(件)	
	いじめとして認知していた				いじめとして認知していなかった				地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数	
	いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった			
うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	
小学校										
中学校										
高等学校										
特別支援学校										

(注9) 「〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つを選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。

なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10) 「〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、「令和4年度に再調査したものを」計上する。なお、令和4年度末において調査中のものも含める。(再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。)



調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

1. 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

(人)

学年	小学校							中学校										
	病気	経済的 理由	不登校（A）				新型コロナ ウイルスの感染 回避	その他	合計	病気	経済的 理由	不登校（A）				新型コロナ ウイルスの感染 回避	その他	合計
			(A)のう ち、前回調 査でも不登 校に計上さ れていた者	(A)のう ち、90日 以上欠席 している 者	うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者						(A)のう ち、前回調 査でも不登 校に計上さ れていた者	(A)のう ち、90日 以上欠席 している 者	うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者			
1年								0										0
2年								0										0
3年								0										0
4年								0										0
5年								0										0
6年								0										0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

2. 不登校児童生徒の在籍学校数

(校)

不登校在籍学校数	小学校	0	中学校	0
----------	-----	---	-----	---

(注1) 「長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）」については、

- ① 令和5年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄（「出席停止・忌引き等の日数」欄の名称を変更している場合には当該名称を変更した欄）の合計の日数により、令和4年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるかを問わない）児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。
なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。
ただし、令和4年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。
- ② 当該児童生徒が令和4年度中に転学した場合は、令和4年度間の状況について、令和5年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③ 理由は次によることとする。その際、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択することとし、理由が二つ以上あるときは、主な理由の一つを選び記入する。
ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由（※）による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由の一つを選び計上すること。（「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上しないこと）
また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由（※）による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由の一つを選び計上すること。（「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上しないこと）
※ここでいう「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常災害その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたとを指す。

- 「病気」： 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」： 家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」： 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）の数。
* 「不登校」の具体例
・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」： 新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者の数。
- 「その他」： 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。
* 「その他」の具体例
・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
・連絡先が不明なまま長期欠席している者
・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者
・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

(注2) 「不登校（A）」における「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」については、該当する全ての欄に計上する。
(例) 出席日数が0日の者であれば、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」の欄に計上する。

(注3) 「不登校（A）」における「(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者」は、前年度においても不登校に該当した児童生徒を把握するものであり、中学1年の生徒や転入してきた児童生徒であって「不登校（A）」に該当する児童生徒については、前年度の在籍校における状況を確認の上、記入すること。

3. 不登校の要因

本項目は、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入すること。

区分 学校種	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)													
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)													
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)													
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)													



(注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき回答すること。

(注2) 「不登校の要因」については、主たるものを一つ選択し、(①)に数字を記入する。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで(②)に数字を記入する。学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<区分>

*学校に係る状況

- ・ いじめ・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ・ いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・・仲違い等
- ・ 教職員との関係をめぐる問題・・・・・・教職員の強い叱責、注意等
- ・ 学業の不振・・・・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ・ 進路にかかる不安・・・・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等
- ・ クラブ活動、部活動等への不適応・・・・・・部活動の練習に参加したくない等
- ・ 学校のきまり等をめぐる問題・・・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等
- ・ 入学、転編入学、進級時の不適応・・・・・・転校しなかつた、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかつた等

*家庭に係る状況

- ・ 家庭の生活環境の急激な変化・・・・・・親の単身赴任、離婚等
- ・ 親子の関わり方・・・・・・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任等
- ・ 家庭内の不和・・・・・・・・・・・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等

*本人に係る状況

- ・ 生活リズムの乱れ、あそび、非行・・・・・・就寝起床時間が定まらず昼夜逆転になる、非行グループに入り非行行為を行う等
- ・ 無気力、不安・・・・・・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない。登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない(できない。)等

*左記に該当なし・・・・・・・・・・・・・本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない

4. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(人)



区分	小学校		中学校	
	*うち、 90日以上		*うち、 90日以上	
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数		
	① 教育支援センター	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数 (b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数		
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数 (b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数		
	③ 児童相談所、福祉事務所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	④ 保健所、精神保健福祉センター	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	⑤ 病院、診療所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	⑥ 民間団体、民間施設	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数 (b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数		
	⑦ 上記以外の機関等	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数			
	(3) (1)、(2)の合計	0	0	0
学校内	(4) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数			
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数			
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数			
	(5) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数			
	(6) (4)、(5)の合計	0	0	0
(7) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数				

- (注1) ①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。*の欄は、各回答の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
- (注2) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (注3) (4)の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(6)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (注4) (7)の欄には、学校外で(2)の「①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数」に該当し、かつ、学校内で(5)の「⑧、⑨による指導等を受けていない人数」に該当する児童生徒の人数を記入する。
- (注5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。
- (注6) (b)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (注7) 「教育支援センター」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。「(適応指導教室)の呼称により設置された施設も含む。')
なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (注8) 「民間団体、民間施設」とは、令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別添3「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考とし、不登校児童生徒の不応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

5. 不登校児童生徒への指導結果状況

(人)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒		
指導中の児童生徒		
計	(i) 0	(ii) 0



(注1) 令和4年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、各学校が、以下の例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センターでの支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

(注2) (i)、(ii)の人数は、「1.長期欠席者の状況」の「不登校(A)」の人数とそれぞれ一致するようにすること。

6. 不登校児童生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(人)

区分	指導要録上出席扱いとした児童生徒数(a)	(a)のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数
小学校		
中学校		

(注1) 不登校児童生徒のうち、令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。

(注2) 「(a)のうち『4』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、学校15頁の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等



1. 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

(人)

学年	全日制										定時制													
	病気	経済的 理由	不登校 (A)							新型コロナ ウイルス の感染 回避	その他	合計	病気	経済的 理由	不登校 (A)							新型コロナ ウイルス の感染 回避	その他	合計
			(A)の うち、前 調査でも 不登校と して計上 されてい た者	(A)の うち、中 退	(A)の うち、原 級留置	(A)の うち、90 日以上欠 席して いる者	うち、 出席日 数が10 日以下 の者	うち、 出席日 数が0 日の者	(A)の うち、前 調査でも 不登校と して計上 されてい た者						(A)の うち、中 退	(A)の うち、原 級留置	(A)の うち、90 日以上欠 席して いる者	うち、 出席日 数が10 日以下 の者	うち、 出席日 数が0 日の者					
1年											0												0	
2年											0												0	
3年											0												0	
4年生以上											0												0	
単位制											0												0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2. 不登校生徒の在籍学校数

(校)

不登校在籍学校数	全日制	0
	定時制	0

(注1) 「長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）」については、

- ① 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄（「出席停止・忌引き等の日数」欄の名称を変更している場合には当該名称を変更した欄）の合計の日数により、令和4年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に記入する。
なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。
- ② 当該生徒が令和4年度中に転学した場合は、令和4年度間の状況について、令和5年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③ 本調査においては、休学中は欠席日数に含まない。
- ④ 理由は次によることとする。その際、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択することとし、理由が二つ以上あるときは、主な理由の一つを選び記入する。
ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由（※）による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由の一つを選び計上すること。（「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上しないこと）
また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由（※）による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由の一つを選び計上すること。（「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上しないこと）
※ここでいう「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指す。

- 「病気」： 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」： 家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」： 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）の数。
*「不登校」の具体例
 - ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
 - ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
 - ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
 - ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」： 新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないことと校長が判断した者の数。
- 「その他」： 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。
*「その他」の具体例
 - ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者
 - ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習（オンラインと対面のハイブリットで学習指導を行う場合を含む。）に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

(注2) 「不登校 (A)」における「中退」「原級留置」の欄には、不登校に該当する者のうち、令和4年度中に中途退学または原級留置の措置になった者について記入する。

(注3) 「不登校 (A)」における「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」については、該当する全ての欄に計上する。

(例) 出席日数が0日の者であれば、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」の欄に計上する。

(注4) 「不登校 (A)」における「(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者」は、前年度においても不登校に該当した生徒を把握するものであり、高校1年の生徒や転入してきた生徒であって「不登校 (A)」に該当する児童生徒については、前年度の在籍校における状況を確認の上、記入すること。

(注5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

3. 不登校の要因

本項目は、学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入すること。

区分 学校種	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	をいじめを除く友人関係	教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	へクラブ活動、部活動等	学校のきまり等をめぐ	時入学、転編入学、進級	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	そ生活リズムの乱れ、あ	無気力、不安	
全日制	①主たるもの (一人1つ必ず選択)													
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)													
定時制	①主たるもの (一人1つ必ず選択)													
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)													



(注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒全員につき回答すること。

(注2) 「不登校の要因」については、主たるもの一つ選択し、(①)に数字を記入する。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで(②)に数字を記入する。学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<区分>

* 学校に係る状況

- ・ いじめ・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ・ いじめを除く友人関係をめぐ問題・・・・仲違い等
- ・ 教職員との関係をめぐ問題・・・・教職員の強い叱責、注意等
- ・ 学業の不振・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ・ 進路にかかる不安・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等
- ・ クラブ活動、部活動等への不応・・・・部活動の練習に参加したくない等
- ・ 学校のきまり等をめぐ問題・・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等
- ・ 入学、転編入学、進級時の不応・・・・転校したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかった等

* 家庭に係る状況

- ・ 家庭の生活環境の急激な変化・・・・・・・・親の単身赴任、離婚等
- ・ 親子の関わり方・・・・・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任等
- ・ 家庭内の不和・・・・・・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等

* 本人に係る状況

- ・ 生活リズムの乱れ、あそび、非行・・・・・・・・就寝起床時間が定まらず昼夜逆転になる、非行グループに入り非行行為を行う等
 - ・ 無気力、不安・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない。登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない(できない)等
- * 左記に該当なし・・・・・・・・本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない

4. 不登校生徒への指導結果状況

(人)

区分	(1) 全日制	(2) 定時制
指導の結果登校する又はできるようになった生徒		
指導中の生徒		
計	0	0

(注1) 令和4年度1年間の指導結果(当該年度間において中途退学等(年度末を越える休学、留学を含む。以下同じ。)した生徒については、中途退学等した時点における状況)を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。
 ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センターでの支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
 ・高校3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

(注2) 不登校生徒が中途退学した場合、以下の例を参考に、中途退学した時点で当てはまる回答肢を選択し計上する。
 ・不登校であったが、登校できるようになった上で中途退学した場合、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に計上する。

5. 相談・指導を受けた学校内外の機関等

(人)

区分	全日制		定時制	
		*うち、 90日以上		*うち、 90日以上
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導を受けた実人数	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数		
	① 教育支援センター	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数 (b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数		
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数 (b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数		
	③ 児童相談所、福祉事務所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	④ 保健所、精神保健福祉センター	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	⑤ 病院、診療所	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	⑥ 民間団体、民間施設	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数 (b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数		
	⑦ 上記以外の機関等	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数		
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導を受けていない人数			
	(3) 不明			
(4) (1)～(3)の合計	0	0	0	0
学校内	(5) ⑧、⑨による相談・指導を受けた実人数			
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数			
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数			
	(6) 上記⑧、⑨による相談・指導を受けていない人数			
	(7) (5)、(6)の合計	0	0	0
(8) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導を受けていない人数				

(注1) *の欄には、全日制、定時制それぞれの内数として、「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。

(注2) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」生徒について、上記の区分に従って記入する。①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。

(注3) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導を受けたことがある実人数を記入する。
(3)の「不明」の欄は、学校外の機関等での相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒数について記入する。
(4)の欄は不登校生徒数と一致する。

(注4) (5)の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導を受けたことがある実人数を記入する。(7)の欄は不登校生徒数と一致する。

(注5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。

(注6) (b)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。

(注7) 「教育支援センター」とは、不登校生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。（「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。）
なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

(注8) 「民間団体、民間施設」とは、平成21年3月12日付け20文科初第1346号通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」の別添「民間施設についてのガイドライン（試案）」により、不登校生徒の不応対等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。
なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

《記入に当たって》

- (注1) 退学者とは、令和4年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まないこと。また、理由の分類に当たって、退学者一人につき主たるものを一つ選択し記入すること。
- (注2) 在籍者数については、令和4年4月1日現在の在籍者を記入すること。1年生については、入学日現在で記入する。（「令和4年度学校基本調査」の数値ではないので注意。）
- (注3) 中途退学理由の区分については、以下によること。
- ◎ 「学業不振」：高校入学後、学力不足のために授業の進捗についていけず退学した者
 - ◎ 「学校生活・学業不適応」：当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者
「学校生活・学業不適応」の具体例
 - ・ 高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した
 - ・ 入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつまらない、興味が持てない等の理由のために退学した
 - ・ 生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した
 - ・ 入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した
 - ・ 交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学した
 - ◎ 「進路変更」の各欄は、在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者について記入すること。
 - 「別の高校への入学を希望。」：別の高校への入学を積極的に希望して退学した者
 - 「専修・各種学校への入学を希望。」：専修学校、各種学校、職業能力開発施設への入学（所）を積極的に希望して退学した者
ただし、高等学校卒業程度認定試験受験準備のために、各種学校への入学を積極的に希望して退学した者は、「高卒程度認定試験を受験希望」の欄に記入すること。
 - 「就職を希望。」：就職することを積極的に希望して退学した者。なお、家業を手伝うこととした者も含むこと。
 - 「高卒程度認定試験を受験希望。」：高等学校卒業程度認定試験を受験することを積極的に希望して退学した者
 - 「その他」：上記以外の、例えば、結婚や、海外における学習等を積極的に希望して退学した者
 - ◎ 「病気、けが、死亡」：病気がち等の理由のため欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者
 - ◎ 「経済的理由」：保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者
 - ◎ 「家庭の事情」：家庭状況の変化によるものであって経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者
 - ◎ 「問題行動等」：例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者
 - ◎ 「その他の理由」：理由が不明なもの
- (注4) 「経済的理由の具体的な状況」の欄には、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、該当する項目を全て選択すること。
- 「授業料減免を受けていた者」の欄は、令和4年度に授業料減免を受け、退学時点においても授業料減免を受けていた者
 - 「奨学金を受けていた者」の欄は、令和4年度に都道府県が実施する奨学金事業又はそれ以外の奨学金（高校生等奨学給付金は含まない。）の貸与又は給付を受け、退学時点においても奨学金の貸与又は給付を受けていた者（複数の奨学金の貸与又は給付を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。）
 - 「授業料の滞納があった者」の欄は、退学時点において、授業料滞納があり授業料の納入が完了していない者
 - 「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者（学校として把握していない者を含む。）
- (注5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2. 懲戒による退学者数

(人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 懲戒による退学者数は、「1 退学者数」に記入した者のうち、懲戒処分により退学した者の数を記入すること。

3. 原級留置者数

(人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 原級留置者とは、令和5年3月末現在で進級又は卒業が認められなかった者をいう。ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった者は除く。

調査VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

1. 自殺に係る調査を実施した件数

(人)



区分	自殺者数												計								
	学年別内訳																				
	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
小学校			0			0			0			0			0			0	0	0	0
中学校			0			0			0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0
高等学校			0			0			0			0	/	/	/	/	/	/	0	0	0

(注1) 令和4年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、調査を実施した件数をここに計上する。

(注2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(注3) 高等学校の単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次を、それぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。(4年次以上は4年生として扱う。)

2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況

(人)



状 況	小学校	中学校	高等学校
家庭不和			
父母等の叱責			
学業等不振			
進路問題			
教職員との関係での悩み（体罰、不適切指導を除く。）			
教職員による体罰、不適切指導			
友人関係での悩み（いじめを除く。）			
いじめの問題			
病弱等による悲観			
えん世			
恋愛関係での悩み			
精神障害			
不明			
その他			
計	0	0	0

「その他」の具体的内容	
-------------	--

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 自殺した児童生徒が置かれていた状況について、自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、警察等の関係機関や保護者、他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目を全て選択すること。

(注3) それぞれの項目については、以下の具体例を参考にすること。

- ① 家庭不和 : 父母や兄弟等との関係がうまくいかずに悩んでいた。 等
- ② 父母等の叱責 : 父母等から叱られ落ち込んでいた。 等
- ③ 学業等不振 : 成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた。／授業や部活動についていけず悩んでいた。 等
- ④ 進路問題 : 卒業後の進路について悩んでいた。／受験や就職試験に失敗した。／面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた。 等
- ⑤ 教職員との関係での悩み（体罰、不適切指導を除く。） : 学級担任との関係がうまくいかずに悩んでいた。／教職員からセクシャルハラスメントを受けた。 等
- ⑥ 教職員による体罰、不適切指導 : 教職員が大声で怒鳴る、ものを叩く、投げる等の威圧的・感情的な言動で指導するなど、不適切な指導を行った。 等
- ⑦ 友人関係での悩み（いじめを除く。） : 友人とけんかをし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた。／クラスになじむことができずに悩んでいた。 等
- ⑧ いじめの問題 : いじめられ、つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかとの訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。 等
- ⑨ 病弱等による悲観 : 病気や病弱であることについて悩んでいた。 等
- ⑩ えん世 : 世の中を嫌なもの、価値のないものと思って悩んでいた。 等
- ⑪ 恋愛関係での悩み : 恋愛関係の問題について悩んでいた。 等
- ⑫ 精神障害 : 精神障害で専門家による治療を受けていた。 等
- ⑬ 不明 : 周囲から見ても普段の生活と変わらず、特に悩みを抱えている様子も見られなかった。 等